

建築学部を卒業し、建築士を目指す方に

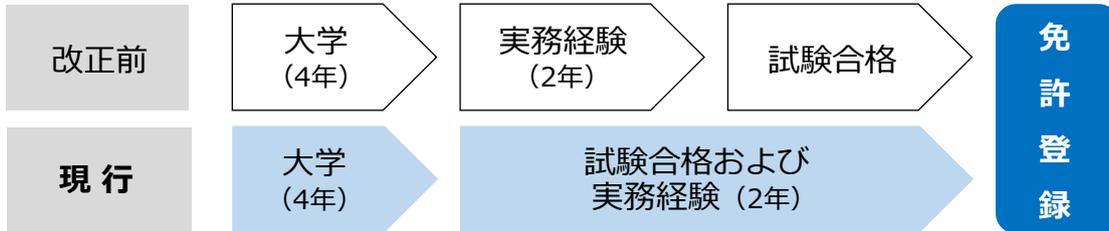
「建築士法の一部を改正する法律」 (平成30年法律第93号)

公布：平成30年12月14日 施工：令和2年3月1日

建築士試験における**実務経験**は、**建築士免許の登録要件**です。

一定の指定科目を修めて所定の学校を卒業した方は、二級・木造建築士試験に加えて、卒業後すぐに一級建築士試験も受験可能です。

■合格してから実務経験を積んでもOK — 建築士法改正 —



(注) 大学卒業者の場合

【**学歴要件**】「国土交通大臣の指定する建築に関する科目（以下「指定科目」という）を修めて卒業」

【**実務経験要件**】「建築に関する実務として国土交通省令で定める設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる実務」

(1) 建築士試験受験の注意事項

- ・建築士を目指す学生は、建築士試験指定科目の認定科目一覧（在学中に取得しなければならない履修単位数）を参考に、必修科目や選択科目で必要な単位数を取得し、卒業しないと建築士試験の受験資格が得られず、資格取得が難しくなります。
- ・学歴要件については、大学が開講している必須科目や選択科目で必要単位数を取得してください。別表「金沢工業大学・建築士試験指定科目の認定科目一覧」表の学科や目標試験級を参照し単位取得してください。

(2) 建築士試験の受験申請について

- ・**受験申込書、振り替え払込受付証明書、写真2枚（規定あり）の3点は受験級に関係なく必要な書類です。**建築士受験票は次回の受験申請書類（「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」等）の代わりになります。
- ・受験申請の詳細は（財）建築技術教育普及センターホームページ内の建築士試験受験要領で確認してください。

指定科目	一級建築士試験			二級建築士試験		
	30単位	20単位	10単位	20単位	10単位	10単位
①建築設計製図	7単位			3単位		
②建築計画	7単位			2単位		
③建築環境工学	2単位					
④建築設備	2単位			3単位		
⑤構造力学	4単位					
⑥建築一般構造	3単位					
⑦建築材料	2単位			1単位		
⑧建築生産	2単位					
⑨建築法規	1単位			1単位		
必須科目の総単位数 (a)	30単位			10単位		
必須科目以外の総単位数 (b)	30単位	20単位	10単位	20単位	10単位	10単位
(a) + (b)	60単位	50単位	40単位	40単位	30単位	20単位
建築実務の経験年数	2年間	3年間	4年間	0年間	1年間	2年間

* 建築士資格の所管省
国土交通省

必須科目の総単位数 (a) = 30単位未満の場合、建築系大学課程を修了しても一級建築士試験は受験できません。

必須科目の総単位数 (a) + 必須科目以外の総単位数 (b) の合計で実務経験年数が決まります。